

東京都下水道局排水設備工事責任技術者資格試験等実施要領

平成23年5月25日

23下施排設第35号

部長名

(目的)

第1条 この要領は、東京都下水道局排水設備工事責任技術者資格試験等実施要綱（平成23年5月25日付23下施排設第34号。以下「要綱」という。）第3条に規定する試験及び第10条第1項に規定する更新講習を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、用語の定義は東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号。以下「条例」という。）、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成13年東京都下水道局管理規程第4号。以下「規程」という。）及び要綱に準じる。

(試験の実施方法)

第3条 試験は、毎年1回実施する。

2 東京都下水道局長（以下「局長」という。）は、受験者数の推移その他必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、実施回数を変更することができる。

(試験の受験申込み)

第4条 試験を受けようとする者は、受験申込書に次の各号に掲げる書類を添付して、局長が定める期間内に提出しなければならない。

- 一 要綱第6条に規定する受験資格を有することを証明する書類 1通
- 二 写真 2枚
- 三 受験手数料払込を証明する書類

2 局長は、受験申込書の提出を受けたときは、規程第12条第1項及び要綱第6条に規定する受験資格を確認のうえ受理し、速やかに試験の受験申込者に受験票を交付するものとする。

(試験の出題数等)

第5条 試験の実施時間は、120分とする。

- 2 試験問題の出題設問数は、30問とする。
- 3 試験問題の出題形式は、択一式、穴埋め式、〇×式を組み合わせたものとする。
- 4 試験問題の解答方式は、マークシート方式とする。
- 5 試験問題の出題分野は、法令分野と技術分野に区分し、出題及び配点の割合を各々

3：7とする。

6 第1項から第5項の規定にかかわらず、局長が要綱第5条第2項に定める試験問題を採用する場合は、社団法人日本下水道協会の定めを準用する。

(合格基準)

第6条 試験は、100点を満点とする。

2 試験の合格基準は、総得点70点以上、かつ、法令及び技術の各区分の得点率が50%以上であることとする。

3 前2項の規定にかかわらず、局長が要綱第5条第2項に定める試験問題を採用する場合は、合格基準については、同協会が定める基準を準用する。

(試験問題等の非開示)

第7条 局長は、試験問題及びその解答済みの答案について、開示しない。

(試験の合否の判定)

第8条 局長は、試験実施後、第6条の基準により、試験の合否を判定し、受験者に合否の判定結果を速やかに通知する。

(合格の取消)

第9条 局長は要綱第8条の規定により試験の合格を取り消したときは、その旨を速やかにその者に通知するとともに、合格証書又は要綱第12条に定める排水設備工事責任技術資格者証（以下「資格者証」という。）が交付されている場合には合格証書及び資格者証若しくは第12条の2に定める排水設備工事責任技術者証（以下「技術者証」という。）が交付されている場合には合格証書及び資格者証並びに技術者証を速やかに返還させるものとする。

(試験の合格の取消に関する異議申し立て)

第10条 要綱第8条の規定により、試験の合格の取消を通知された者は、その措置について異議がある場合、当該通知を受けた日以降14日以内に局長に対し、書面をもって異議の申立てを行うことができるものとする。

2 局長は、前項の異議の申立てを受けたときは、当該申立書を受理した日から起算して60日以内にその結果を申立て人に通知しなければならない。

(更新講習の実施回数及び実施時期)

第11条 更新講習の実施時期は、資格有効期間の満了日等を勘案のうえ定めるものとする。

2 要綱第10条第2項により、局長が実施回数を変更して2回以上実施する場合の2回目以降の更新講習を追加更新講習という。

(追加更新講習の受講)

第12条 入院その他やむを得ない事由により、更新講習を受講することができなかった資格者は、追加更新講習を受講することができる。

(更新講習の受講の特例)

第13条 更新講習を修了することなく資格の有効期間を満了した者（以下「失効者」という。）について、修了すべき更新講習を修了しなかった理由が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格有効期間の満了日の翌日（以下「失効日」という。）から4年を経過する日の属する年度までに実施する更新講習を受講することができる。

- 一 海外出張をしていたとき
- 二 災害があったとき
- 三 病気にかかり、又は負傷したとき
- 四 前各号に掲げるもののほか、局長が特に必要と認めるとき

2 前項に規定する失効者が更新講習の受講を希望する場合は、事由終了後速やかに、局長に次の各号に掲げる書類を受講受付開始日の1月前までに提出しなければならない。

- 一 受講することなく有効期間が満了した理由及びその理由の該当する期間を明記している書類
- 二 前項各号に規定する事由に該当したことを証明する書類
- 三 その他、局長が必要と認める書類

3 局長は、失効者から前項に規定する書類の提出があった場合は、速やかに受講の可否を決定し、その結果を失効者に通知しなければならない。

4 前項の規定により更新講習の受講の決定を受けた者（以下「特例受講対象者」という。）の更新講習申込みは、規程第13条第1項の規定を準用する。

5 特例受講対象者が更新講習を修了した場合は、要綱第10条第1項に規定する更新講習を修了したものとみなす。この場合の有効期間は、更新講習を修了した日を始期として、要綱第9条第2項に基づく資格認定の更新が行われた場合の有効期間の末日までとする。

6 失効日から4年を経過する日の属する年度に、前項に規定する更新講習を修了した特例受講対象者は、条例第7条の8第3項に規定する更新講習を修了したものとする。

(更新講習の受講申込み)

第14条 更新講習を受講しようとする者は、受講申込書に次の各号に掲げる書類を添

付して、局長が定める期間内に提出しなければならない。

一 写真 2枚（講義の場合に限る。）

二 受講手数料払込を証明する書類

2 追加更新講習を受講しようとする者は、前項の書類に加えて、更新講習を修了しなかった理由を明記した書類を、局長が定める期間内に提出しなければならない。

3 第14条第1項に規定する更新講習の特例の受講申込みは、受講申込書に次の各号に掲げる書類を添付して、局長が定める期間内に提出しなければならない。

一 写真 2枚（講義の場合に限る。）

二 受講手数料払込を証明する書類

三 特例受講対象者であることを証明する書類 1通

4 局長は、受講申込書の提出を受けたときは、前2項に規定する書類の有無及び内容を確認のうえ受理し、講義の場合は受講票をテキストによる自己学習形式の場合は受講報告書を、オンラインによる学習形式の場合は受講に必要な情報（ID、パスワード等）について、更新講習の受講申込者に交付するものとする。

（試験及び更新講習の周知）

第15条 局長は、試験を円滑に実施するため、あらかじめ試験の実施日時及び会場等を公表するものとする。

2 局長は、更新講習を円滑に実施するため、あらかじめ更新講習の講習形式、実施日時及び会場等を公表するものとする。

3 追加更新講習の場合において、前2項の規定は、当該更新講習の期日等の通知について準用する。

（様式）

第16条 局長は、受験申込書、受験票、受講申込書、受講票、受講報告書等の様式については、試験又は更新講習の実施に先立ち、決定する。

（更新講習の修了）

第17条 テキストによる自己学習形式により更新講習を受講した者は、局長に受講報告書を提出することにより、また、オンラインによる学習形式の場合は受講後の効果測定を実施することにより更新講習を修了したものとする。

なお、効果測定の内容については、更新講習の実施に先立ち、局長が定める。

（届出等）

第18条 合格証書、資格者証又は技術者証の交付を受けた者が、規程第11条第1項に規定されている記載事項に変更が生じたときは、局長にその旨の届出をしなければならない。

ならない。

- 2 前項に規定する記載事項変更の届出は、規程第11条第2項に規定されている第10号様式による届出書及び必要書類が局長に提出されることにより、提出されたものとみなす。
- 3 要綱第12条の2の規定により、技術者証の交付を受けた者が、技術者証をき損又は紛失したときは、局長に対し、再交付の申請をしなければならない。
- 4 前項に規定する再交付申請は、規程第10条第3項に規定されている第9号様式による申請書が局長に提出されることにより、提出されたものとみなす。
- 5 局長は、前項に規定する再交付の申請書が提出されたときは、内容を確認のうえ受理し、速やかに技術者証を再交付するものとする。

(雑則)

第19条 この要領に定めのない事項その他の細則については、局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、既に日本下水道協会東京都支部長が実施した試験に合格している者又は更新講習を修了している者で、この要領の施行日現在有効である資格を有する者は、この要領に定める資格者とみなす。
- 3 前項の規定によりみなされた資格者に対して日本下水道協会東京都支部長が発行した資格者証は、この要領に定める資格者証とみなす。

附 則

- 1 この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和3年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和4年4月1日から施行する。